

山梨県公報

号外第十七号

平成十九年

三月二十二日

木曜日

目次

山梨県副知事の定数条例	六
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	六
山梨県職員留置費用の償還に関する条例	六
山梨県留置施設視察委員会条例	七
山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	九
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	九
山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例	一〇
政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	一四
山梨県職員給与条例の一部を改正する条例	一四
山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例	一四
山梨県特別会計設置条例及び山梨県債管理基金条例の一部を改正する条例	一四
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	一五
山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	一五
山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一一
山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例	一一
山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	一一
山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一二
山梨県立学校設置条例等の一部を改正する条例	一三
山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例	一四
山梨県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例	一五
山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例を廃止する条例	一六
山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例	一六

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例	一七
政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	一七

条例のあらまし

- 1 山梨県副知事の定数条例(条例第一号)(人事課)
- 1 地方自治法の一部改正に伴い、副知事の定数を一人と定めることとした。
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第二号)(人事課)
 - 1 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の改正等を行うこととした。
 - (一) 次の条例を廃止することとした。
 - (1) 山梨県副出納長の定数条例
 - (2) 山梨県出納長の給料及び旅費条例
 - (二) 次の関係条例の規定中の用語の改正等を行うこととした。
 - (1) 建築士法第十条第二項による参考人に対する費用弁償条例
 - (2) 山梨県建築審査会条例
 - (3) 山梨県統計調査条例
 - (4) 山梨県准看護師試験委員に関する条例
 - (5) 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例
 - (6) 山梨県恩給条例
 - (7) 山梨県職員の退職手当に関する条例
 - (8) 山梨県職員定数条例
 - (9) 主要農作物種子法施行条例
 - (10) 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例
 - (11) 山梨県食品行商条例
 - (12) 山梨県県税条例
 - (13) 特別職の職員の退職手当に関する条例
 - (14) 山梨県附属機関の設置に関する条例
 - (15) 山梨県知事等の給料の特例に関する条例
- 3 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県職員の出学費用の償還に関する条例(条例第三号)(人事課)

- 1 この条例は、国家公務員の出学費用の償還に関する法律第十二条第二項の規定に基づき、職員の出学費用の償還に関し必要な事項を定めるものとした。
 - 2 「職員」、「出学」、「出学費用」及び「特別職地方公務員等」の用語の意義を定めることとした。
 - 3 出学費用の償還
 - (一) 出学を命ぜられた職員が次のいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれに定める金額を原に償還しなければならないこととした。
 - (1) 当該出学の期間 当該出学のために県が支出した出学費用の総額に相当する金額
 - (2) 当該出学の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が五年に達するまでの期間 当該出学のために県が支出した出学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が増加する程度に応じて百分の百から一定の割合で減減するように人事委員会規則で定める率を乗じて得た金額
 - (二) 離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとした。
 - (三) (二)の職員としての在職期間には、私傷病による病気休職等の期間、停職の期間、職員団体等の業務に専ら従事した期間及び育児休業をした期間を含まないものとした。
 - 4 3の規定は、出学を命ぜられた職員が公務災害若しくは通勤災害による心身故障又は廃職若しくは過員により分限免職された場合、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合には、適用しないこととした。
 - 5 任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した者等に関する特例を定めることとした。
 - 6 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。
 - 7 3の規定は、この条例の施行後に出学を命ぜられた職員について適用することとした。
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県留置施設視察委員会条例(条例第四号)(警察本部監察課)**
- 1 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二十一条第六項の規定に基づき、山梨県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとした。
 - 2 委員会の委員の定数は、四人とすることとした。

- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。
- 4 委員の報酬の額は、月額九千八百円とし、その支給方法は、一般職の職員の例によるものとした。
- 5 委員が会議の出席その他公務のために旅行する場合の費用弁償の額及びその支給方法は、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する委員等の費用弁償の例によることとした。
- 6 その他必要な事項を定めることとした。
- 7 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行することとした。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)(健康増進課)

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、感染症調査協議会について担任事務等の改正を行うこととした。
 - 2 結核予防法の廃止に伴い、山梨県結核検査協議会を廃止することとした。
 - 3 その他規定の整備を行うこととした。
 - 4 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)(市町村課)**
- 1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 次の法令に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。
 - (1) 児童福祉法
 - (2) 屋外広告物法及び山梨県屋外広告物条例
 - (3) 土地改良法
 - (4) 建築基準法
 - (5) 租税特別措置法
 - (6) 水道法
 - (7) 母子及び寡婦福祉法
 - (8) 母子保健法
 - (9) 都市計画法
 - (10) 浄化槽法
 - (11) 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例
 - (二) 新たに次の法令に関する事務の一部を市町村が処理することとした。
 - (1) 農地法

(2) 戦傷病者特別援護法

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(4) 山梨県風致地区条例

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

3 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

4 その他規定の整備を行うこととした。

5 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、2については平成十九年四月十六日から、3については建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行することとした。

山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例（条例第七号）（消防防災課）

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）（私学文書課）

1 証券取引法の一部改正に伴い、資産等報告書等に記載する資産等について所要の改正を行うこととした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行することとした。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第九号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十八年十月十六日付けの給与等に関する報告等にかんがみ、次の特殊勤務手当を廃止することとした。

(一) 消防実技訓練指導手当

(二) 温室内作業手当

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（条例第十号）（警察本部警務課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十八年十月十六日付けの給与等に関する報告等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 次の特殊勤務手当を廃止することとした。

(1) 術科指導手当

(2) 少年補導手当

(一) 「刑事手当」を「私服作業手当」に、「犯罪鑑識手当」を「鑑識作業手当」に改めることとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（人事課）

1 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部改正にかんがみ、昭和四十八年五月十七日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き県職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県特別会計設置条例及び山梨県債管理基金条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（財政課）

1 公債費に関する経理を明確にするため、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県特別会計設置条例の一部改正

公債管理特別会計を新設することとした。

(二) 山梨県債管理基金条例の一部改正

(1) 基金の運用から生ずる収益を基金に編入する際に計上する予算を一般会計歳入歳出予算から公債管理特別会計歳入歳出予算に改めることとした。

(2) 基金を処分することができる場合に満期一括方式の県債の償還の財源に充てる場合を加えることとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（警察本部会計課）

1 道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許試験手数料等について次の改正を行うこととした。

(一) 運転免許試験手数料の改正

(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る運転免許試験手数料（千八百五十円等）等を定めることとした。

(2) 特定第一種運転免許等、大型自動車第二種免許等及び仮運転免許に係る運転免許試験手数料の額を改めることとした。

(二) 技能検定員審査手数料、教習指導員審査手数料等について、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る当該手数料（二万四千七百円等）を定めるとともに、これらの免許以外の免許に係る当該手数料の額の一部を改めることとした。

(三) 一定の審査細目の審査を免除される場合において技能検定員審査手数料又は教習指導員審査手数料の額から減する額について、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る当該減する額を定めるとともに、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る当該減する額を改めることとした。

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料を定めることとした。

(一) 探偵業開始届出証明書交付手数料 三千六百元

(二) 探偵業届出事項変更届出証明書交付手数料 千五百円

(三) 探偵業開始又は届出事項変更届出証明書再交付手数料 千円

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成十九年六月二日から施行することとした。ただし、3については公布の日から、2については平成十九年六月一日から施行することとした。

山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第十四号)

(医療課)

1 県立北病院の精神病床の病床数を三百床から二百床に改めることとした。

2 県立北病院の診療科目のうち内科、外科及び歯科を削除することとした。

3 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十五号)

(健康増進課)

1 精神障害者保健福祉手帳の交付手続等を簡素かつ効率的に行うため、県立精神保健福祉センターの業務について所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例(条例第十六号)

(工業振興課)

1 新たに導入した機器に係る使用料(観察機能付き赤外線加熱装置 一時間につき千四百四十円等)及び手数料(環境試験(冷熱衝撃試験機による温度負荷試験) 一時間につき五百七十円等)の額を定めるとともに、所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第十七号)

(建築指導課)

1 建築基準法の一部改正にかんがみ、構造計算適合性判定に係る次の手数料を定めることとした。

(一) 構造計算適合性判定に要する費用として確認申請手数料に加えて徴収する手数料 十二万四千円等

(二) 構造計算適合性判定申請手数料 十二万千円等

(三) 計画通知手数料 十二万四千円等

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日(平成十九年六月二十日)から施行することとした。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第十八号)

(教育庁学術文化財課)

1 教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。

(一) 新たに文化財保護法に基づく事務の一部を市町村が処理することとした。

(二) 山梨県文化財保護条例に基づく事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県立学校設置条例等の一部を改正する条例(条例第十九号)

(教育庁高校教育課新しい学校づくり推進室)

1 学校教育法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県立学校設置条例の一部改正

(1) 県立高等学校及び県立特別支援学校を設置する旨を定めることとした。

(2) 「山梨県立甲府養護学校」を「山梨県立甲府支援学校」に改める等県立養護学校の校名を改めることとした。

(二) 次の関係条例の規定中の用語の改正等を行うこととした。

(1) 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例

(2) 山梨県学校職員給与条例

(3) 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例

(4) 山梨県県民会館設置及び管理条例

(5) 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例

(6) 山梨県建築基準法施行条例

(7) 山梨県奨学金貸付条例

(8) 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(9) 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例

(10) 山梨県安全・安心なまちづくり条例

(三) 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正

(1) 「山梨県特殊教育振興審議会」を「山梨県特別支援教育振興審議会」に改めることとした。

- (2) その他用語の改正を行うこととした。
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立学校授業料、入学科及び入学審査料条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（教育庁高校教育課）
- 1 高等学校における受益者負担の適正化を図るため、授業料の額を次のとおり改定することとした。

区分	改正前	改正後
全日制	年額 一一五、二〇〇円	年額 一一八、八〇〇円
定時制	一単位 一、五〇〇円	一単位 一、六二〇円
通信制	一単位 三〇〇円	一単位 三二〇円
専攻科	年額 一一五、二〇〇円	年額 一一八、八〇〇円

- 2 定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。）の授業料に係る規定を削除することとした。
 - 3 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
- 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（教育庁高校教育課）
- 1 定時制の県立高等学校の課程の変更に伴い、定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。）に在学する者に係る規定を削除することとした。
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
- 山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例を廃止する条例**（条例第二十二号）（用地課）
- 1 国から市町村への法定外公共用財産の譲与手続が完了したことに伴い、山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。
- 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例**（条例第二十三号）（障害福祉課）
- 1 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図るための緊急に対応すべき事業を

- 実施するため、山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
 - 4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 6 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）（議会）
- 1 地方自治法の一部改正にかんがみ、次の改正を行うこととした。

- (一) 議会の閉会中、議長は常任委員、議会運営委員又は特別委員を指名することができることとし、常任委員の申出があるときは、議長はその所属を変更することができることとした。
 - (二) 議会の閉会中、議会運営委員又は特別委員が辞任しようとするときは、議長はこれを許可することができることとした。
 - (三) 議長は、(一)又は(二)の規定により委員の指名等をしたときは、その旨を次の議会に報告しなければならないこととした。
 - 2 常任委員会の委員定数を次のとおりとすることとした。
- (一) 総務委員会 十人（改正前十一人）
- (二) 教育厚生委員会 九人（改正前十一人）
- (三) 農政商工観光委員会 十人（改正前十一人）
- (四) 土木森林環境委員会 九人（改正前十一人）
- 3 その他規定の整備を行うこととした。
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、次の一般選挙により選挙された県議会の議員の任期を起算する日から施行することとした。
- 政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十五号）（議会）
- 1 証券取引法の一部改正に伴い、資産等報告書等に記載する資産等について所要の改正を行うこととした。
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行することとした。

条例

山梨県副知事の定数条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第一号

山梨県副知事の定数条例

山梨県副知事の定数は、一人とする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県副出納長の定数条例及び山梨県出納長の給料及び旅費条例の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山梨県副出納長の定数条例(昭和二十二年山梨県条例第四十四号)

二 山梨県出納長の給料及び旅費条例(昭和二十三年山梨県条例第三十五号)

(建築士法第十条第二項による参考人に対する費用弁償条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中、「県吏員」を、「県職員」に改める。

一 建築士法第十条第二項による参考人に対する費用弁償条例(昭和二十五年山梨県条例第六十三号)第一条

二 山梨県建築審査会条例(昭和二十五年山梨県条例第八十四号)第八条第一項

三 山梨県恩給条例(昭和二十八年山梨県条例第六号)第十七条

四 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第二条第一号

(山梨県統計調査条例の一部改正)

第三条 山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「吏員」を「職員」に、「若しくは」を、「若しくは」に、「又は関係者」を、「又は関係者」に改める。

別記様式中「出納」を「職働」、「出納」を「出納」、「出納」を「出納」、「出納」を「出納」に改める。

(山梨県准看護師試験委員に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県准看護師試験委員に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第一項」を「前条第一項」に改める。

第七条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

(山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中、「出納長」を削る。

一 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例(昭和二十七年山梨県条例第四十九号)題名及び第一条

二 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)第五条の四第一項

(山梨県職員定数条例の一部改正)

第六条 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

第三条、第六条及び附則第三項中「事務吏員、技術吏員」を削る。

(主要農作物種子法施行条例の一部改正)

第七条 主要農作物種子法施行条例(昭和二十八年山梨県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「技術吏員」を「職員」に、「専門技術員、改良普及員」を「普及指導員」に改める。

(山梨県恩給在職期間の通算に関する条例の一部改正)

第八条 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例(昭和三十三年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「及び」の下に「地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)による改正前の」を加え、「本項中」を「この項及び次項において」に改める。

(山梨県食品行商条例の一部改正)

第九条 山梨県食品行商条例(昭和三十四年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十条及び第十二条第二項中「当該職員」を「当該職員」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第十条 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を削る。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第十一条 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表山梨県特別職報酬等審議会の項中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正)

第十二条 山梨県知事等の給料の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条第一号中「出納長」を削り、同条を第五条とする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県職員の留学費用の償還に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三号

山梨県職員の留学費用の償還に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)、第十二条第二項の規定に基づき、職員の留学費用の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)、第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員をいう。

2 この条例において「留学」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基

づく大学の大学院の課程(同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、地方公務員法第三十九条及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定めるものをいう。

3 この条例において「留学費用」とは、旅費その他の留学に必要な費用として人事委員会規則で定めるものをいう。

4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第三条第三項に規定する特別職に属する地方公務員、国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員(特別職に属する者を除く。)又はその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者をいう。

(留学費用の償還)

第三条 留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合に、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

一 当該留学の期間 当該留学のために県が支出した留学費用の総額に相当する金額
二 当該留学の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が五年に達するまでの期間 当該留学のために県が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が通増する程度に応じて百分の百から一定の割合で通減するように人事委員会規則で定める率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職の期間(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。次条第一号において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人事委員会規則で定める休職の期間を除く。)

二 地方公務員法第二十九条の規定による停職の期間

三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら

従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業をした期間（適用除外）

第四条 前条の規定は、留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条第一項第二号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

二 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

三 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定める場合

五 任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合

六 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であつて、人事委員会規則で定める場合

（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

第五条 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き採用された者を含む。）が離職した場合においては、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第三条の規定を適用する。

この場合において、同条第三項中、「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第五条第一項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」とする。

2 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として

在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合（引き続き職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したと、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれのみならず、前二条の規定を適用する。この場合において、第三条第三項中、「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第五条第二項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」と、前条中、「次の各号に掲げる場合」とあるのは、「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として人事委員会規則で定める場合」とする。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第三条の規定は、この条例の施行後に留学を命ぜられた職員について適用する。

山梨県留置施設視察委員会条例をここに公布する。
平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四号
山梨県留置施設視察委員会条例

（趣旨）

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第六項の規定に基づき、山梨県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数等）

第二条 委員会の委員の定数は、四人とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、三回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員としてふさわしくない非行その他の特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(報酬)

第四条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

2 報酬は、出席の日数に応じて、その都度支給する。

3 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。

(費用弁償)

第五条 委員が会議の出席その他公務のために旅行する場合の費用弁償の額及びその支給方法は、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)に規定する委員等の費用弁償の例による。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年三月二十二日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第五号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条の三を削る。

第四条中「、別表第三及び別表第四」を「及び別表第三」に改める。

別表第二第一号の表感染症診療協議会の項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第

三項」に改め、「規定による」の下に「患者等に対する通知」を加え、「及び入院」を「、入院」に改め、「延長」の下に「及び費用の負担」を、「審議」の下に「並びに報告

に関する意見の具申」を加え、

三 医療以外の学識経験のある者

を

三 法律に関する者
四 医療及び学識経験のある者

し学識経験のある者

法律以外の学識経験のある者

に改める。

別表第四を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県公害審査委員候補者のうちから指名された委員

を

山梨県結核診療協議会の委員

を

山梨県公害審査委員候補者のうちから指名された委員

に改める。

査委員候補者のうちから指名

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年三月二十二日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第六号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「笛吹市」を「笛吹市 甲州市 中央市 市川三郷町」に改め

る。

第二条の表五の二の項中「南アルプス市」を「甲府市 南アルプス市」に改める。

第二条の表六の二の項中「笛吹市」を「笛吹市 上野原市」に、「忍野村」を「忍野村 富士河口湖町」に改める。

第二条の表八の項中「第十の二項」を「十の項」に改め、同項ニ及びホ中「受理」を「受付」に改め、同項ハ中「第十八条第五項」を「第十八条第十四項」に、「受理」を「受付」に改め、同項ト中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改め、同項チからレまでの規定中「受理」を「受付」に改め、同項ソ及びツ中「又は」を「及び」に、「受理」を「受付」に改め、同項ネからラまでの規定中「受理」を「受付」に改め、同項ム中「受理」を「受付」に改め、同項ムを同項ウとし、同項ラの次に次のように加える。

ム 法第九十条の三の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出の受付

第二条の表十の三の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同表十の二の項とし、同項の次に次のように加える。

十の三 法に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第四条第一項の規定による転用の許可（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

ロ 法第四条第三項の規定による意見の聴取（法第五条第三項において準用する場合を含む。）

ハ 法第五条第一項の規定による転用のための権利移動の許可（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

ニ 法第八十二条第一項の規定による立入調査、測量並びに除去及び移転（イ及びハに係るものに限る。）

ホ 法第八十二条第三項の規定による通知及び公示（イ及びハに係るものに限る。）

ヘ 法第八十三条の規定による報告の徴収（イ及びハからホまでに係るものに限る。）

ト 法第八十三条の二の規定による違反転用に對する処分（イ及びハに係るものに限る。）

甲府市

第二条の表十一の二の項中「甲府市 山梨市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 昭和町 山中湖村」を「各市町村」に改める。

第二条の表十三の項及び十三の二の項中「甲府市」を「甲府市 山梨市」に、「西桂町」を「西桂町 忍野村」に改める。

第二条の表十五の四の項中「受付」を「受理」に、「山梨市」を「甲府市 山梨市」に、「身延町」を「身延町 南部町」に改め、同項を同表十五の五の項とする。

第二条の表十五の三の項中「受理」を「受付」に改め、同項を同表十五の四の項とする。

第二条の表十五の二の項中「山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 増穂町 昭和町 山中湖村」を「各市町村」に改め、同項を同表十五の三の項とし、同表十五の項の次に次のように加える。

十五の二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号。以下各市町村下この項において「法」という。）及び戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 政令第十三条第一項第一号の規定に基づく法第四条第一項の規定による軍人軍属等であつた者に対する戦傷病者手帳の引渡し

ロ 政令第十三条第一項第一号の規定に基づく法第四条第二項の規定による軍人及び準軍人であつた者に対する戦傷病者手帳の引渡し

ハ 政令第十三条第一項第三号の規定に基づく法第五条第一項の規定による記載事項の訂正のための戦傷病者手帳の受付

ニ 政令第十三条第一項第三号の規定に基づく法第五条第二項の規定による提出を命じた戦傷病者手帳の受付

ホ 政令第十三条第一項第三号の規定に基づく法第六条第一項の規定による返還する戦傷病者手帳の受付

ヘ 政令第十三条第一項第三号の規定に基づく法第六条第二項の規定による返還を命じた戦傷病者手帳の受付

ト 政令第十三条第一項第六号の規定に基づく法第十九条第一項の規定による遺族による葬祭費の請求の受付

チ 政令第十三条第一項第六号の規定に基づく法第十九条第二項の規定による葬祭を行った者による葬祭費の請求の受付

リ 政令第十三条第一項第六号の規定に基づく法第二十条第一項の規定による更生医療の給付の請求の受付

又 政令第十三条第一項第七号の規定に基づく法第二十一条第一項の規定による補装具の支給及び修理に係る請求の受付

第二条の表十七の項を次のように改める。

十七 都市計画法（以下この項から十九の項までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第五十二条の二第一項の規定による土地の形質の変更及び建築物の建築その他工作物の建設の許可

ロ 法第五十二条の二第二項において準用する法第四十二条第二項の規定による国の機関との協議

ハ 法第五十三条第一項の規定による建築の許可

ニ 法第五十三条第二項において準用する法第四十二条第二項の規定による国の機関との協議

ホ 法第五十五条第一項の規定による土地の指定

ヘ 法第五十五条第二項の規定による申出の受理

ト 法第五十五条第三項の規定による土地の指定をすべきことを申し出た者を出し及び届出の相手方として定める処分

チ 法第五十五条第四項の規定による事業予定地の指定等の公告

リ 法第五十六条第一項の規定による土地の買取り

又 法第五十六条第二項の規定による土地を買い取る旨及び土地を買い取らない旨の通知

ル 法第五十六条第三項の規定による通知の受理

ヲ 法第五十七条第一項の規定による土地の先買いに関する公告及び関係権利者への周知のための措置

ワ 法第五十七条第二項の規定による有償譲渡の届出の受理

カ 法第五十七条第三項の規定による土地を買い取るべき旨の通知

ヨ 法第六十五条第一項の規定による都市計画事業の認可後における土地の形質の変更及び建築物の建築その他工作物の建設の許可

タ 法第六十五条第二項の規定による意見の聴取

レ 法第六十五条第三項において準用する法第四十二条第一項の規定による国の機関との協議

ソ 法第八十条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言（イ、ハ及びヨに係るものに限る。）

ツ 法第八十一条第一項の規定による監督処分（イ、ハ及びヨに係るものに限る。）

都市計画区域の存する各市町村（甲府市を除く。）

るものに限る。）

ネ 法第八十一条第二項の規定による措置及び公告（ツに係るものに限る。）

ナ 法第八十二条第一項の規定による立入検査（ツに係るものに限る。）

第二条の表十九の項中「南アルプス市」を「山梨市 南アルプス市」に改める。

第二条の表十九の二の項を削り、同表十九の三の項を同表十九の二の項とする。

第二条の表二十一の三の項中「甲府市」を「甲府市 南アルプス市 甲斐市 甲州市 忍野村」に改める。

第二条の表二十二の二の項中「この項において「法」を「この項から二十二の五の項までにおいて「法」に、「この項において「省令」を「この項、次項及び二十二の五の項において「省令」に改め、同項イ中「又は鳥類」を「及び鳥類」に、「及びニホンザル」を「ニホンザル（次項及び二十二の四の項において「スズメ等」という。）及びニホンジカ」に改め、同項ロ中「又は」を「及び」に改め、同項ハからヘまでを削り、同項ト中「及びホ」を削り、同項トを同項ハとし、同項チ中「、ハ及びホ」を削り、同項チを同項ニとし、同項中「各市町村」の下に「富士吉田市を除く。」を加える。

第二条の表中二十二の三の項を二十二の六の項とし、二十二の二の項の次に次のように加える。

二十二の三 法及び省令に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第九条第一項の規定による鳥獣による生活環境、農林水産業市又は生態系に係る被害の防止のための鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（スズメ等に係るものに限る。）

ロ イの許可に係る次に掲げるもの

(1) 法第九条第七項の規定による許可証の交付

(2) 法第九条第八項の規定による従事者証の交付

(3) 法第九条第九項の規定による許可証及び従事者証の再交付

(4) 法第九条第十項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理

(5) 法第九条第十二項の規定による報告の受理

(6) 省令第七条第十項の規定による許可証の変更の届出の受理

(7) 省令第七条第十項の規定による従事者証の変更の届出の受理

富士吉田市

<p>(8) 省令第七条第十二項の規定による許可証の亡失の届出の受理</p> <p>(9) 省令第七条第十三項の規定による従事者証の亡失の届出の受理</p> <p>八 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収（イに係るものに限る。）</p> <p>二 法第七十五条第三項の規定による立入検査（イに係るものに限る。）</p>	<p>二十二の四 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（スズメ等及び二ホンジカに係るものに限る。）</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による措置の命令</p> <p>ロ 法第十条第二項の規定による許可の取消し</p>	<p>甲府市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプ ス市北 杜市甲 斐市笛 吹市上 野原市 甲州市 市川三郷 町 鯉沢 町 早川 町 身延 町 昭和 町 道志 村 西桂 町 忍野 村 山中 湖村富 士河口湖 町 丹波 山村</p>	<p>二十二の五 法及び省令に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十九条第一項の規定による登録</p> <p>各市町村</p>
---	---	---	--

<p>ロ イの登録に係る次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第十九条第三項の規定による登録票の交付 (2) 法第十九条第五項の規定による登録票の有効期間の更新 (3) 法第十九条第六項の規定による登録票の再交付 (4) 法第二十条第三項の規定による登録鳥獣の譲受け及び引受けをした者の届出の受理 (5) 法第二十一条第一項の規定による登録票の返納の受理 (6) 省令第二十条第五項の規定による登録票の変更の届出の受理 (7) 省令第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受理 <p>八 法第二十四条第一項の規定による販売の許可</p> <p>二 八の許可に係る次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付 (2) 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付 (3) 法第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受理 (4) 省令第二十四条第五項の規定による販売許可証の変更の届出の受理 (5) 省令第二十四条第六項の規定による販売許可証に係る亡失の届出の受理 <p>ホ 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収（八に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第七十五条第三項の規定による立入検査（イ及び八に係るものに限る。）</p>	<p>第二十条の表「第二十四の項中「第二十六号」の下に「。以下この項及び次項において「条例」という。」を加え、同項イ及びロ中「山梨県風致地区条例」を「条例」に、「受理」を「受付」に改め、同項中「忍野村」を削り、同項の次に次のように加える。</p> <p>二十四の二 条例及び条例の施行のための規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第二条第一項及び規則の規定による行為の許可</p> <p>ロ 条例第二条第三項の規定による協議</p> <p>八 条例第二条第四項及び規則の規定による変更の許可</p> <p>二 条例第三条の規定による通知の受理</p> <p>忍野村</p>
---	--

ホ 条例第四条の三及び規則の規定による届出の受理
ヘ 条例第五条第一項の規定による監督処分
ト 条例第五条第二項の規定による措置及び公告

第二条の表二十五の二の項中「南アルプス市」を「山梨市 南アルプス市」に改める。

第二条 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表二十二の二の項及び二十二の三の項中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に、「第七条第十項」を「第七条第十一項」に、「第七条第十一項」を「第七条第十二項」に、「第七条第十二項」を「第七条第十三項」に、「第七条第十三項」を「第七条第十四項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 平成十九年四月十六日

二 第一条中第二条の表八の項への改正規定（「第十八条第五項」を「第十八条第十四項」に改める部分に限る。）及び同表八の項トの改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日（平成十九年六月二十日）

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表一の項、五の二の項、十の三の項、十一の二の項、十三の項、十三の二の項、十五の三の項、十七の項、十九の項、二十一の三の項、二十二の二の項、二十二の四の項、二十四の二の項及び二十五の二の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項、五の二の項、十の三の項、十一の二の項、十三の項、十三の二の項、十五の三の項、十七の項、十九の項、二十一の三の項、二十二の二の項、二十二の四の項、二十四の二の項及び二十五の二の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七号

山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する

条例

山梨県国民保護対策本部及び山梨県緊急対処事態対策本部条例（平成十七年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八号

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「同条第八項第七号八」を「同条第八項第十号八」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第九号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例
 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「刑事手当」を「私服作業手当」に改め、同項第一号中「犯罪鑑識手当」を「鑑識作業手当」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十四号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十一号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項第二号、第十七項、第三十四項及び第三十五項中「年五・五パーセント」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年一・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県特別会計設置条例及び山梨県県債管理基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十二号

山梨県特別会計設置条例及び山梨県県債管理基金条例の一部を改正する条例

（山梨県特別会計設置条例の一部改正）

第一条 山梨県特別会計設置条例（昭和三十九年山梨県条例第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中	「	十二 流域下水道事業特別会計	流域下水道の建設及び管理
	」	十二 流域下水道事業特別会計	流域下水道の建設及び管理
	を	十三 公債管理特別会計	公債費の管理
	」	十三 公債管理特別会計	公債費の管理
	」		に

改める。
 （山梨県県債管理基金条例の一部改正）

第二条 山梨県債管理基金条例（昭和五十七年山梨県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中、「一般会計歳入歳出予算」を「公債管理特別会計歳入歳出予算」に改める。

第六条中、「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

四 償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行した県債の償還の財源に充てる時。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十三号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中、「別表第六の十一の項」を「別表第六の二十一の項」に改め、同条第四項中、「別表第六の十三の項」を「別表第六の二十三の項」に改め、同条第五項中、「同項第十五号」を「同項第二十五号」に改める。

第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

（探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第十一条 別表第十二の上欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として一件につき同表の下欄に定める額を納付しなければならない。

別表第六の十一の項を次のように改める。

十一 運転免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験料	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千八百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号に該当して同	二千円

普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二千五百円
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千円 二千九百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千九百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、八千六百五十円）
	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二千円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千四百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあっては、三千四百円）

又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験
 が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千六百円

小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験
 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合
 二千五十円

法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合
 千六百五十円

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験
 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合
 二千円

法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合
 四千五百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七千七百円）

仮運転免許に係る試験
 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
 二千円

法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
 千六百五十円

法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合
 三千百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試

験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千七百五十円）

別表第六の十二の項中、「大型自動車仮運転免許」の下に、「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「二千五百五十円」を「三千九百五十円」に、「三千六百五十円」を「七千六百五十円」に改め、同表十三の項中、「三千円」を「三千五百五十円」に改め、同表十九の項中、「二千八百円」を「三千三百五十円」に改め、同表二十一の項を次のように改める。

二十一 技能
 検定員審査
 手数料
 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下、「技能検定員審査」という。）
 二千四千七百円

普通自動車免許に係る技能検定員審査
 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査
 一万四千百円

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）
 二万二千四百五十円

別表第六の二十三の項を次のように改める。

二十三 教習
 指導員審査
 手数料
 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下、「教習指導員審査」という。）
 一万五千六百五十円

普通自動車免許に係る教習指導員審査
 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査
 九千五百円

大型自動車第一種免許、中型自動車第二種
 一万三千三百円

免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第一種免許等に係る教習指導員審査」という。）

別表第六の二十五の項中

法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間 千四百五十
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	講習一時間 千二百円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間 千円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間 二百円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間 三百五十円
法第百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習	講習一時間 千四百円

について二
円
について四
について四
について千
について千

を

法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について 千七百円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習一時間について 千四百五十円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について 千二百円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について 千円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間について	講習一時間について 三百五十円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間について	講習一時間について

について三

法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間について 千五百五十円
	講習一時間について 二百円

に改める。

千 三 千 四 四 二 四

別表第七を次のように改める。
別表第七（第七条関係）

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	四千五百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千三百五十円

<p>二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査 員審査 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 員審査</p>	<p>四千六百円 七千五十円 六千七百五十円 二千二百五十円</p>
<p>三 第三百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査 員審査 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>七千九百五十円 二千五百五十円 千九百円 二千五百五十円</p>
<p>四 自動車教習所に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査 員審査 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千五百五十円 千九百円 二千五百五十円</p>
<p>五 技能検定の実施に関する知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査 員審査 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百円 千九百五十円 二千五百五十円</p>
<p>六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査 員審査 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>二千二百円 二千円 二千円</p>
<p>七 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第一条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車第一種免許等に係る技能検定員審査 大型自動車第一種免許等に係る技能検定員審査</p>	<p>三千二百円 二千七百五十円</p>
<p>備考</p>	<p>一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の二十一の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三千七百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を、大型自動車第一種免許等に係る技能検定員審査については三千二百五十円を減するものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の二十一の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、</p>	

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

別表第八を次のように改める。

別表第八（第七条関係）

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千四百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	四千円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千円
三 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円

四 法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円

五 自動車教習所に関する法令についての知識

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円

六 教習指導員として必要な教育についての知識

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円
普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千五百五十円

七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

大型自動車第一種免許等に係る教習指導員審査	二千七百五十円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千五百五十円

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の二十三の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については三千四百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については

九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千九百五十円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあっては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第六の二十三の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十一(第十一条関係)

事 務	手数料の名称	金 額
一 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)第四条第三項の規定に基づく同条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業開始届出証明書交付手数料	三千六百円
二 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業届出事項変更届出証明書交付手数料	千五百円
三 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	探偵業開始又は届出事項変更届出証明書再交付手数料	千円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は公布の日から、第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下

げ、第十条の次に一条を加える改正規定及び別表第十二を加える改正規定は、平成十九年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第十四条に規定する者に対するこの条例による改正後の山梨県警察関係手数料条例別表第六の規定の適用については、同表十三の項中「普通自動車免許」とあるのは、「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは、「規定する道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)第四条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、「同表二十五の項(法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習に係る部分に限る。)(中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十四号

山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県営病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号(三)から(五)までを削り、同条第二項第二号中「三百床」を「二百床」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十五号

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十六号

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県工業技術センター諸収入条例(昭和六十一年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「堅軸ロータリー平面研削盤」同一、一三〇〇

「堅軸ロータリー平面研削盤」同一、一三〇〇円

観察機能付き赤外線加熱装置 同一、四四〇〇円

超精密加工機 同一、九七〇〇円

レーザ顕微鏡 同一、八一〇〇円

味覚センサー 同一、三三二〇円

円」をCG/CAD装置(三次元モデリング) 同一、七六〇〇円に改める。

同(レンダリング) 同一、五〇〇〇円

熱分析装置 同一、九三〇〇円

顕微分光装置 同一、二七〇〇円

カソードルミネッセンス 同一、八一〇〇円

レーザートモグラフィ宝石検査装置 同一、三、四〇〇円

別表第二号の表繊維(ニット製品及びその原材料を除く。)の項中、「(シーケンシ

「(シーケンシャル型)

油脂分試験 同一、一八〇

のり分試験 同一、一八〇

溶剤抽出試験 同一、一八〇

洗浄減量試験 同一、一八〇

練減り試験 同一、一八〇

通気性試験 同一、一八〇

ピリング試験 同一、一八〇

滑脱抵抗力試験 同一、一八〇

質量試験 同一、一三〇

P H 試験 同一、一三〇

円 円 円 円 円 円 円 円

に改め、同表素材、機械、電子及び化学の項中、「その他」の試験

「環境」(冷熱衝撃試験機による)

同一、一三〇〇円

同一、九七〇〇円

同一、八一〇〇円

同一、三三二〇円

同一、七六〇〇円

同一、五〇〇〇円

同一、九三〇〇円

同一、二七〇〇円

同一、八一〇〇円

同一、三、四〇〇円

試験 同一、五七〇〇円

湿度負荷試験) 同一、二五〇〇円に改める。

度負荷試験) 同一、二五〇〇円に改める。

試験 同一、二五〇〇円に改める。

附則 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十七号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように

改正する。

目次中「第二十三條の十三」を「第二十三條の十五」に改める。

第二十一條の八に次のただし書を加える。

ただし、第二十三条の三第二号の構造計算適合性判定申請手数料に係る規定については、この限りでない。

第二十二條及び第二十三條第一項中「第二十三條の十」を「第二十三條の十一」に改める。

第二十三條の三第三号中「の規定に基づく特定工程に係る同条第二項」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 建築主事が法第六条第五項若しくは第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定（知事が行うものに限る。）を求めようとする場合における当該建築主事が置かれた市町村又は法第六条の二第三項の規定による構造計算適合性判定（知事が行うものに限る。）を求めようとする同条第一項の規定による指定を受けた者 構造計算適合性判定申請手数料

第二十三條の三に次の一号を加える。

五 法第十八条第二項の規定による計画（同条第四項の規定により構造計算適合性判定を行うものに限る。）の通知をしようとする者 計画通知手数料

第二十三條の四第二項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、「額は、」の下に「第一項又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に同条第五項の規定による構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計に応じ別表第三に定める額を加えた額とする。この場合において、当該構造計算が複数あるときは、当該床面積の合計は、当該構造計算ごとに算定する。

第四章中第二十三條の十三を第二十三條の十五とし、第二十三條の九から第二十三條の十二までを二条ずつ繰り下げる。

第二十三條の八中「申請」の下に「又は通知」を加え、同条を第二十三條の十とする。

第二十三條の七中「別表第五」を「別表第六」に改め、同条を第二十三條の九とする。

第二十三條の六第一項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第二項中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に、「別表第四」を「別表第五」に改め、同条を第二十三條の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（計画通知手数料の額）

第二十三條の八 計画通知手数料の額は、当該通知に係る法第十八条第四項の規定によ

る構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計に応じ別表第三に定めるとおりとする。この場合において、当該構造計算が複数あるときは、当該床面積の合計は、当該構造計算ごとに算定する。

第二十三條の五中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第二十三條の六とし、第二十三條の四の次に次の一条を加える。

（構造計算適合性判定申請手数料の額）

第二十三條の五 構造計算適合性判定申請手数料の額は、当該申請に係る構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計に応じ別表第三に定める額から三千円を減じた額とする。この場合において、当該構造計算が複数あるときは、当該床面積の合計は、当該構造計算ごとに算定する。

別表第五中「（第二十三條の七関係）」を「（第二十三條の九関係）」に改め、同表を別表第六とする。

別表第四中「（第二十三條の六関係）」を「（第二十三條の七関係）」に改め、同表を別表第五とする。

別表第三中「（第二十三條の五関係）」を「（第二十三條の六関係）」に改め、同表第一号の表備考第一号中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に改め、別表第三第二号の表備考中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に改め、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二十三條の四、第二十三條の五、第二十三條の八関係）

床面積の合計	金 額	
	金	額
千平方メートル以内のもの	一の構造計算につき十七万三千円	一の構造計算につき十二万四千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一の構造計算につき二十二万七千円	一の構造計算につき十五万五千円
二千平方メートルを	一の構造計算につき二十五万	一の構造計算につき十六万五

超え一万平方米以内のもの	九千円	千円
一万平方メートルを超え五平方メートル以内のもの	一の構造計算につき三十四万円	一の構造計算につき二十万円
五平方メートルを超えるもの	一の構造計算につき六十一万円六千円	一の構造計算につき三十四万円二千円

附則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十八号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同表四の項を同表五の項とし、同表三の項中「富士吉田市」を「富士吉田市 山梨市」に、「南アルプス市」を「南アルプス市 北杜市」に、「増穂町」を「増穂町 南部町」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 法及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるものの	各市（富士吉田市を除く。）
イ 政令第五条第一項の規定に基づく法第九十四条第四項の規定による勧告（発掘調査の実施に係るものを除く。）	
ロ 政令第五条第二項の規定に基づく法第九十三条第二項の規定による指示（発掘調査の実施に係るものを除く。）	

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表二の項及び四の項の上欄に掲げる事務に係る文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）、山梨県文化財保護条例（昭和三十二年山梨県条例第二十九号）又は同条例の施行のための教育委員会規則（以下この項において「法律等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表二の項及び四の項の下欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、当該市町の教育委員会をした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県立学校設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十九号

山梨県立学校設置条例等の一部を改正する条例

（山梨県立学校設置条例の一部改正）

第一条 山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表以外の部分を次のように改める。

県立高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

「山梨県立ひばりが丘高等学校	山梨県富士吉田市
山梨県立盲学校	山梨県甲府市
山梨県立ろう学校	山梨県山梨市
山梨県立甲府養護学校	山梨県甲府市
山梨県立あけぼの養護学校	山梨県南アルプス市
山梨県立わかば養護学校	山梨県大月市
山梨県立やまびこ養護学校	山梨県甲府市
山梨県立富士見養護学校	山梨県南都留郡富士河口湖町
山梨県立ふじざくら養護学校	山梨県甲府市
山梨県立かえで養護学校	

本則の表中

を

「山梨県立ひばりが丘高等学校 山梨県富士吉田市」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「(県立高等学校の名称及び位置)」を付し、同条の前の次の一条を加える。

(設置)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条第一項の規定に基づき、県立高等学校及び県立特別支援学校を設置する。

第二条の次に次の一条を加える。

(県立特別支援学校の名称及び位置)

第三条 県立特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置

山梨県立盲学校 山梨県甲府市

山梨県立ろう学校 山梨県山梨市

山梨県立甲府支援学校 山梨県甲府市

山梨県立あけぼの支援学校 山梨県韭崎市

山梨県立わかば支援学校 山梨県南アルプス市

山梨県立やまびこ支援学校 山梨県大月市

山梨県立富士見支援学校 山梨県甲府市

山梨県立ふじざくら支援学校 山梨県南都留郡富士河口湖町

山梨県立かえで支援学校 山梨県甲府市

(山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部改正)

第二条 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表盲学校、ろう学校及び養護学校の項、第二条の二第一項の表盲学校、ろう学校及び養護学校の項及び第三条の表盲学校、ろう学校及び養護学校の項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第二十二条の五中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(山梨県県民会館設置及び管理条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

一 山梨県県民会館設置及び管理条例(昭和三十三年山梨県条例第十八号)第十一条第二項第三号イ

二 山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)第八条

三 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第二号)第十條第二項第二号イ

四 山梨県安全・安心なまちづくり条例(平成十七年山梨県条例第一号)第十二条第一項

(山梨県恩給在職期間の通算に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例(昭和三十三年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号八中「、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は小学校」に改め、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

第六条第四項中「第二条第三項第八号の八」の下に「及び同項第十号」を加える。

(山梨県奨学金貸付条例の一部改正)

第七条 山梨県奨学金貸付条例(昭和四十二年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは盲学校若しくは聾学校の専攻科」を「特別支援学校の高等部若しくは専攻科」に改める。

第十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは盲学校若しくは聾学校の専攻科」を「特別支援学校の高等部若しくは専攻科」に改める。

(山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第八条 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第九条 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「山梨県特殊教育振興審議会」を「山梨県特別支援教育振興審議会」に改める。

別表第一第二号の表山梨県特殊教育振興審議会の項中「山梨県特殊教育振興審議会」を「山梨県特別支援教育振興審議会」に、「特殊教育に」を「特別支援教育に」に、「特殊教育関係教職員」を「特別支援教育関係教職員」に、「心身障害児」を「障害児」に、「特殊教育の」を「特別支援教育の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「山梨県特殊教育振興審議会」を「山梨県特別支援教育振興審議会」に改める。

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十号

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

「
 定時制の
 (単位制
 の課程で
 るものを除

第一条第一項の表中「一一五、二〇〇円」を「一一八、八〇〇円」に、

課程 による ある 時制 う。	年額 三〇、〇〇〇円 (修得する単位数が十九単位以下の場合にあつては、一単位につき一、五〇〇円)
課程 による ある 時制 う。	一単位につき一、五〇〇円

を「
 定時制の課程
 一単位につき一、六二〇円
 」に、

以下「定
 課程」とい
 定時制の
 (単位制
 の課程で
 るものに
 限以下「単
 課程」とい

「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同条第二項中「定時制課程で修得する単位数が二十単位以上のもの」を削り、同条第四項中「定時制課程で修得する単位数が十九単位以下のもの、単位制課程」を「定時制の課程」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第一条第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者について適用し、施行日前から在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

3 施行日以後において全日制の課程(単位制による課程であるものを除く。)又は専

攻科に転学し、若しくは編入学した者又は施行日前から在学している者で原学年に留め置かれたものに係る授業料の額は、前項の規定にかかわらず、当該転学し、若しくは編入学した者又は施行日前から在学している者で原学年に留め置かれたことのあるものの属する学年の在学者に係る授業料の額と同額とする。

4 施行日以後において全日制の課程（単位制による課程であるものに限る。）定時制の課程又は通信制の課程に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、附則第二項の規定にかかわらず、当該転学し、又は編入学した者の属する年次の在学者に係る授業料の額と同額とする。

5 施行日前から定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。次項において同じ。）に在学している者で施行日以後において原学年に留め置かれたものに係る授業料の額は、附則第二項の規定にかかわらず、修得する単位数が二十単位以上の場合にあつては年額二万千円、修得する単位数が十九単位以下の場合にあつては一単位につき千五百円とする。

6 施行日前から定時制の課程に在学している者に係る授業料の納付の方法については、なお従前の例による。

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十一号

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例（昭和四十九年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、ただし書及び第二号を削り、同条第三号中「定時制の課程（単位制による課程であるものに限る。）又は通信制の課程に在学する者にあつては、当該高等学校」を「在学する高等学校」に改め、同号を同条第二号とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から定時制の課程に在学している者に係る修学奨励金の貸付

けについては、なお従前の例による。
山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十二号

山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例を廃止する条例

山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例（平成十二年山梨県条例第二十三号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の山梨県法定外公共用財産の使用及び収益に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第十条第一項の規定により納付義務が生じた使用料の徴収については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十三号

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

（設置）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく制度の円滑な運用を図るための緊急に対応すべき事業を実施するため、山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十四号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例(昭和三十一年山梨県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十一人」を「十人」に改め、同条第二号中「十人」を「九人」に改め、同条第三号中「十一人」を「十人」に改め、同条第四号中「十人」を「九人」に改める。

第五条第一項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第五条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第五条第三項中「前項」を「第二項」に、「第三条第三項(常任委員の任期)」を「第三条(常任委員の任期)第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 議長は、第一項ただし書の規定により委員を指名したとき又は前項ただし書の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第十一条に次の一項を加える。

2 議長は、前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十八条中「知事」を「知事」に、「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に、「説明」を「説明」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、次の一般選挙により選挙された山梨県議会の議員の任期を起算する日から施行する。

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十五号

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成七年山梨県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口一丁目六番